

(別表 1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和 4 年 6 月 1 日作成)

法 令 名	介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律		
根 拠 条 項	第 9 条 第 1 項		
許認可等の種類	改善計画の変更の認定		
法令の定め	(改善計画の変更等) 第 9 条 前条第 1 項の認定を受けた事業主（以下「認定事業主」という。）は、当該認定に係る改善計画を変更しようとするときは、その主たる事業所の所在地を管轄する都道府県知事の認定を受けなければならない。		
審査基準	第 9 条 第 3 項 前条第三項の規定は、第一項の認定について準用する。 第 8 条 第 3 項 都道府県知事は、第一項の認定の申請があった場合において、その改善計画が、当該事業主が雇用する介護労働者の雇用管理の改善を図るために有効かつ適切なものであることその他の政令で定める基準に該当するものであると認めるときは、その認定をするものとする。		
標準処理期間	総 期 間	2 4	日・月（注：休日は含まない。）
	経由機関		日・月（ ）
	協議機関		日・月（ ）
	処分機関		日・月（ ）
処分担当課	経済部労働政策局産業人材課人材確保支援係 （電話番号：26-532）		
申請先	経済部労働政策局産業人材課人材確保支援係 （電話番号：26-532）		
問い合わせ先	経済部労働政策局産業人材課人材確保支援係 （電話番号：26-532）		
備 考	https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/jzi/kijun.html		